

定期賃貸住宅契約についてのご説明(同意書)

貸主 熊本県熊本市中央区辛島町4-35 ラシック辛島3F
株式会社 メイワ・リーベル

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

- 下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。
- 引き続きお部屋の利用を希望の場合は**再契約**が必要となります。当初の契約は満了になります。再契約をご希望の場合は期間満了の日から**1ヶ月前**までにお申し出下さい。お客様から再契約の意思表示があった場合のみ、再契約が可能となります。
(原則として1ヶ月未満の再契約はお受けできません。また、意思表示後の変更はお受けできない場合があります。)
- 契約の解約・契約期間の短縮は原則としてできません。
(1)解約・契約期間の短縮をご希望の場合は、30日前に解約・契約期間の短縮のお申し出が必要となります。お申し出から30日分の利用料はお支払いいただくこととなります。
(2)お申し出から1ヶ月に満たない場合での解約・契約期間の短縮は、30日分の利用料をお支払い頂くことにより、解約・契約期間の短縮をお受けできます。
(3)残りの契約が30日に満たない場合、途中解約においての賃料等の返還は一切ございません。
- お申込受付後(当社の入居審査完了後)のキャンセルについては、契約開始日の**7日前**を経過した時点で、利用料の1週間分のキャンセル料を申し受けます。
- 期間確定契約とは契約締結後の契約内容の一切の変更、及び再契約による引き続きのお部屋の利用は一切出来ない契約になります。

名称 (建物名称)	マンスリー ()	号室
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

上記住宅につきまして借地借家法第38条第2項に基づく説明を受け、承諾いたしました。

年 月 日

住所:

ご契約者名: